

院外処方箋に係わる薬剤師法第 23 条第 2 項の取り扱いに
関する
プロトコル及び合意書

2021/12/1 開始

2024/2/8 改訂

合意書

広島県厚生農業協同組合連合会 吉田総合病院（以下、甲という）と 三次薬剤師会（以下、乙という）は、乙の会員保険薬局における甲の院外処方箋に係わる薬剤師法第 23 条第 2 項の取り扱いについて、以下の通り合意いたしました。

記

本プロトコルは、院外処方箋に係わる疑義照会、確認事項等の処方医への照会・確認において、保険薬局での患者の待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、次の第 1 項の事例（1）から（8）において、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への直接確認を不要とする。

但し、必要に応じての直接照会や法令遵守の立場を妨げるものではない。

また、乙の会員保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上、同意を得てから行うものとする。

1. 事例

（1）患者の希望又は薬理学的根拠に基づいての「一包化調剤」

（2）後発医薬品から先発医薬品への切り替え

*後発医薬品供給停止等により患者の治療継続が困難になる場合

但し薬価や適応症について十分に患者への確認及び説明を行うこと

（3）銘柄処方「変更不可」のない場合の販売会社変更

（4）先発医薬品で同用量内での規格変更

例) フェブリク錠 20 mg 0.5 錠→フェブリク錠 10 mg 1 錠

アムロジピン錠 5 mg 2 錠→アムロジピン錠 10 mg 1 錠 等

但し患者に変更内容（金額を含む）を説明し同意を得ること

（5）自己注射用針の本数訂正

*投与回数を計算し差引分を変更する

（6）外用薬の銘柄・用量・包装単位変更

例) ○○「JG」○○「MYK」への変更

同規格○○10g から○○5g 入りへの変更

同規格○○10 枚入りから 5 枚入りへの変更

注) 合計処方量が変

わらないこと

（7）嚥下機能低下などで患者及び家族が粉碎を希望する場合、薬剤及び薬学的に問題がない場合粉

砕を可能とする

（8）「別包指示」がある薬品でも患者及び家族が希望する場合、薬剤及び薬学的に問題がなければ他剤との分包を可能とする

(9) 残薬調整

薬歴上継続処方されている処方薬に残薬がある場合、投与日数を調整（短縮）して調剤することを可能とする（外用剤の数量変更を含む）、但し残薬による（投与日数の変更不可）の記載がある場合、投与日数の変更をしてはならない。

例) ランソプラゾール OD 錠 15 mg 60 日→20 日（残薬 40 日あり）

残薬が処方日数以上あっても、最低でも 1 日分は調剤すること

残薬調整した場合トレーシングレポートにて必ず報告を行うこと

2. 開始時期

令和 6 年 2 月 19 日

3. 本合意の変更及び追加について

本合意の変更及び追加については、必要に応じて甲乙の代表者等が協議、合意をもって実施、周知する。

4. 後発品の変更調剤について

後発品の変更調剤については、本合意締結の有無に拘らず、特段の連絡を不要とする。ただし、処方変更された場合は「お薬手帳」での情報提供を徹底する。

5. 麻薬

麻薬についてはこの合意書の適応外とする。

6. 対象及び周知方法

甲においては、医師、薬剤師に診療会議等で周知し、乙は会員薬局すべてに本書の写しを配布する。

7. 調剤変更後の処方箋への記載及び甲への報告

本プロトコルに基づき疑義照会を省略して変更調剤をした場合、乙の会員保険薬局では処方箋の備考欄に「JA 吉田総合病院との合意による変更」と記載し合意による変更である旨を明記するとともに、原則お薬手帳にて報告を行う。また本プロトコルの当該事項以外で治療上必要な連絡事項については必要に応じてトレーシングレポートを使用して報告すること。（広島県病院薬剤師会と広島県薬剤師会とで作成した様式を使用すること）

令和6年2月14日

総合病院

名称(甲): 広島県厚生農業協同組合連合会 吉田

住所: 広島県安芸高田市吉田町吉田 3666

代表者氏名: 病院長 杉山 英二



名称(乙): 三次薬剤師会

住所: 広島県三次市十日市東5丁目 16-10

コウノビル 2F-5

代表者氏名: 会長 中村 徹志



プロトコル運用の目的と趣旨及び運用についての細則

【プロトコル運用の目的と趣旨】

本プロトコルを運用するにあたっての目的は主に以下の4点である。

- ・疑義照会簡素化による患者の乙における待ち時間の短縮
- ・服薬状況等の情報提供による処方変更、用法等の変更によるコンプライアンス向上
- ・乙での相談をもとにした処方提案による患者本位の処方内容の追及
- ・残薬調整、薬剤適正使用による患者負担、医療費の削減

甲、乙双方における業務負担軽減も目的の一つではあるが、第一は患者利益向上であること。患者本位の処方へ向け、より一段と甲乙間での連携を強固なものにするため、本運用による処方変更は、別に定める「患者情報提供書」にて行うこととし、残薬調整および処方提案などにおいては必ず理由を提示するものとする。また、甲における医師への情報提供や情報管理の観点から、結果報告は必ず所定の書式を用いてFAXにて行うこと。

【プロトコル運用についての細則】

1. 以下の条件をすべて満たしている場合のみ、本プロトコルでの運用を行うこと。
 - ・変更する内容について、患者への十分な説明の上、了承を得ること。
 - ・処方箋に「変更不可」の指示がある場合を除くこと。
 - ・安定性、溶解性、体内動態等を考慮して薬学的に問題ないと判断された場合であること。
2. 上記の前提条件で且つ次の(1)～(7)項目にあたる場合、変更結果を所定の方法で連絡すること。また2回目以降は不要とする。
 - (1) 2社併売、局方品等の成分名が同一の場合の銘柄変更調剤
 - *患者の負担が増える場合には、患者の承諾を受けて行うこと
 - *後発医薬品へ切り替え中で、先発医薬品がある場合には在庫がなくなるまで患者の承諾を受けて変更することができるが、先発医薬品の在庫がなくなった場合には速やかに後発医薬品へ切り替える事
 - 例：ステーブラ錠@0.1mg ⇒ ウリトス錠@0.1mg
 - 例：ツムラ葛根湯 ⇒ テイコク葛根湯 この場合には患者の承諾を必要とする
 - (2) 内服薬の一部剤形のみの変更
 - ただし用法・用量（力価）の変更がない場合のみとする。
 - *剤形変更は次の場合に限る。但し、患者の希望により剤形を変更することは可とする（口腔内崩壊錠 ⇒ 普通錠 を含む）
 - ア) 錠剤（普通錠）、カプセル剤 ⇒ 錠剤（口腔内崩壊錠）

イ) カプセル剤 ⇒ 錠剤 (普通錠)

ウ) 散剤 (顆粒、細粒、末、ドライシロップ) ⇒ 錠剤、カプセル剤

エ) 同薬剤で初めて剤形変更が行われる場合

*旧在庫 (剤形) がある場合患者の了解を得て継続投与を行う場合

例: アレロック錠@5mg ⇒ アレロック OD 錠@5mg

保険薬局に在庫がある場合には、患者の了承を経て在庫がなくなるまで継続可能とする

(3) 内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例: フェブリク錠@20mg1回2錠 ⇒ フェブリク錠@40mg1回1錠

例: ワーファリン錠@1mg1回0.5錠 ⇒ ワーファリン錠@0.5mg1回1錠

(4) 服薬管理、便利性等の観点から適切な剤形が無く、薬学的に適正と判断できる場合の半錠、粉碎、散剤の混合等またはその逆 (規格追加も含む)。ただし、抗悪性腫瘍薬を除く。

(5) 薬剤管理、便利性等の観点から必要と判断して実施する一包化

但しアドヒアランス不良で一包化による服薬向上が見込まれる場合や、身体の特徴により錠剤等を直接被包から取り出すことが困難な場合とし、患者の自己都合は除くものとする。

*なお、処方箋上に一包化指示があるにもかかわらず一包化を行わなかった場合、必ず医師に疑義照会を行い、その理由を報告すること。

但し、外用剤のみの処方箋への一包化指示の記載など明らかに誤記載が判断できる場合は事後報告でも可とする。

(6) 外用剤の規格・包装単位変更 (合計処方量・成分・剤形が変わらないこと)

(7) その他、合意事項

前項 (1) ~ (7) において指定された医薬品がジェネリック医薬品に採用が変更になった場合対応は先発品の際と同様とする。

3. 上記合意に基づき疑義照会を省略して変更調剤した場合、乙の会員保険薬局では処方箋の備考欄に「広島県厚生農業協同組合連合会 吉田総合病院との合意による変更」と記載し合意による変更である旨を明記すること。

4. 処方変更・調剤後の連絡方法

本プロトコルによる変更があった場合トレーシングレポート、又はお薬手帳にて適切に報告を行う。

また本プロトコルの当該事項以外で治療上必要な連絡事項については必要に応じてトレーシングレポートを使用して報告すること。(広島県病院薬剤師会と広島県薬剤師会

とで作成した様式を使用すること)

以上

参考資料

薬剤師法第 23 条第 2 項

[処方せんによる調剤]

第 23 条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せンを交付した医師、歯科医師又医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

運用開始年月日：令和 6 年 2 月 19 日